

建築基準法第 27 条第 1 項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法を定める件  
(平成 27 年国土交通省告示第 255 号) 第 1 第 4 項の特定行政庁が指定する区域及び定める  
時間は、次のとおりとする。

令和 2 年 10 月 22 日

今治市長 菅 良二

1 指定する区域

今治市内の区域(用途地域が定められていない土地の区域に限り、常備消防機関から消  
防ポンプ自動車 that 自走で到着できない土地の区域を除く。)

2 定める時間(単位 分)

次の式により算定する時間。ただし、端数が生じる場合は小数第 1 位を切り上げたもの  
とし、30 を下回る場合は 30 とする。

$L/S \times 60$  (分)

この式において、L 及び S は、それぞれ次の値を表すものとする。

- L 建築物の敷地を管轄する消防長又は消防署長(以下「消防長等」という。)が同意  
する経路による常備消防機関から建築物の敷地までの距離(km)  
S 消防長等が同意する消防ポンプ自動車の車両移動速度(km/時)